

野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第18号

野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

野田市水道事業給水条例（昭和49年野田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項、第32条第2項及び第35条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。